

森林害虫駆除損失補償金（継続）

1 趣 旨

森林病虫害等防除法第3条の規定に基づく農林水産大臣命令により、受命者である松林等の所有者又は管理者が命ぜられた措置を行った場合、これらの者に対し、同法第8条の規定に基づき支払われる損失補償金である。

2 事業内容

樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償する。

3 交 付 先 森林所有者等

4 平成18年度概算決定額 2,770（2,827）千円